

# 令和7年度における環境物品等の調達実績の概要

独立行政法人国立印刷局

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和7年度における独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）の環境物品等の調達実績の概要を次のとおり公表します。

## 1 令和7年度の調達方針の策定等

令和7年度においては、国立印刷局における「令和7年度環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）」を策定（令和7年3月27日）し、これに基づいて環境物品等の調達を推進しました。

## 2 特定調達品目の調達状況

### (1) 令和7年度特定調達品目調達実績取りまとめ表（別紙1）

調達方針において、特定調達品目（重点的に調達を推進すべき環境物品等）の調達目標を100%としていましたが、一部の品目においては目標のとおり調達することはできませんでした。

判断の基準を満たす物品等が調達できなかった理由は、事務・事業を遂行する上で必要な機能・性質上の要求事項を優先させたため、判断の基準を満たさない物品等を調達せざるを得なかったこと等によるものです。

なお、製造事業に係る材料等については、一律の調達が困難な場合があったことから、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めました。

### (2) 令和7年度特定調達品目（公共工事）調達実績概要（別紙2）

国立印刷局における工事は、公共工事には該当しません。なお、令和7年度に実施した工事について、調達方針に規定された判断の基準を満たすものを使用する等、環境負荷低減に配慮しました。

## 3 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たり、文具類等について、エコマークなどの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努めました。なお、製造事業に係る材料等については、一律の調達が困難な場合があったことから、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めました。

#### **4 その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績**

各調達担当者等は、物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、工事の請負事業者等に対して、事業者自らも環境に配慮するよう働きかけました。また、調達された物品については、長期使用、適正使用、分別廃棄などに留意し、環境負荷の低減に努めました。

#### **5 令和7年度調達実績に関する評価**

令和7年度の調達においては、判断の基準を満たさない物品を調達せざるを得なかった一部の品目を除き、調達方針に定めた目標を達成しました。令和8年度以降の調達においても、引き続き、グリーン購入法に係る環境物品等の調達を推進します。